

岡崎市議会議案

令和5年6月定例会

令和5年6月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
47	財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地）	5
48	工事請負に関する契約について（名鉄名古屋本線東岡崎駅の交通施設整備事業（第2期分）に関する工事の委託）	7
49	物品の取得について（災害対応特殊救急自動車）	9
50	物品の取得について（災害対応特殊はしご付消防自動車）	11
51	物品の取得について（電子黒板）	13
52	岡崎市市税条例の一部改正について	15
53	岡崎市長の期末手当の特例に関する条例の制定について	21
54	岡崎市スポーツ施設条例の一部改正について	23
55	岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について	25
56	岡崎市火災予防条例の一部改正について	27
57	令和5年度岡崎市一般会計補正予算（第3号）	31
58	令和5年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第1号）	41

財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について

令和5年3月22日議決「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地）」を次のように変更するものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

「4 貸付期間」中「令和5年6月1日から令和35年5月30日まで」を「令和5年7月1日から令和35年6月29日まで」に改める。

「5 無償貸付けの期間」中「令和5年6月1日」を「令和5年7月1日」に改める。

「6 減額貸付けの期間」中「令和35年5月30日」を「令和35年6月29日」に改める。

「8 貸付料の改定」中「令和2年4月1日」を「令和5年4月1日」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。

工事請負に関する契約について

次のとおり、工事請負に関する契約を締結するものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 契約目的

名鉄名古屋本線東岡崎駅の交通施設整備事業（第2期分）に関する工事の委託

2 工事概要

自由通路新設工事一式

3 契約方法

随意契約

4 契約金額

11,334,000,000円

5 履行期限

令和11年3月31日

6 契約の相手方

名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品
災害対応特殊救急自動車 1両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
20,221,640円
- 5 納入期限
令和6年3月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市昭和区高辻町6番8号
愛知トヨタEAST株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
消防業務の用に供するため
- 2 買入物品
災害対応特殊はしご付消防自動車 1両
- 3 契約方法
随意契約
- 4 買入金額
231,000,000円
- 5 納入期限
令和6年3月31日
- 6 契約の相手方
兵庫県三田市テクノパーク1番地の5
株式会社モリタ

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
学校の用に供するため
- 2 買入物品
電子黒板 448台
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
138,892,600円
- 5 納入期限
令和5年10月31日
- 6 契約の相手方
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
西日本電信電話株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

岡崎市市税条例の一部改正について

岡崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第21条中「当該乗じて得た」を「当該」に改める。

第26条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に、「あつて地方税法施行規則」を「あつて同令」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の2第1項の給与支払者」を「同条第1項の給与支払者」に、「その他地方税法施行規則」を「その他同令」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、地方税法施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

第28条第7項中「が、政令で定めるところにより市長の承認を受けた場合又は第1項、第3項若しくは第4項の規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」

という。)を記録した光ディスク等(光ディスクその他の地方税法施行規則で定める記録用の媒体をいう。以下この項及び次項において同じ。)を提出した場合には」を「は」に、「記載事項を」を「給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項(次項及び第9項において「記載事項」という。)を」に、「光ディスク等の」を「光ディスク等(光ディスクその他の地方税法施行規則で定める記録用の媒体をいう。次項において同じ。)の」に改める。

第35条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第38条の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に改める。

第38条の3第1項及び第3項中「によつて」を「により」に改める。

第38条の4第2項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第39条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「)においては」を「)において当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは」に、「第17条の規定の例によつて当該納税者に還付する」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改め、同項ただし書を削る。

第39条の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第39条の5において同じ。)」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第39条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定の例によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第75条の9第1項中「精神障がい者」を「精神障がい者等」に改める。

第76条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第83条第1項中「及び附則第4条の6第1項」を削り、「精神障がい者（精神に障がいを有し歩行が困難な者をいう）」を「精神障がい者等（精神障がい又は知的障がいを有し歩行が困難な者をいう。以下この項において同じ）」に、「身体障がい者又は精神障がい者」を「身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者等」に改め、「で、当該身体障がい者」の次に「、当該精神障がい者等」を加え、「若しくは精神障がい者」を「若しくは精神障がい者等」に改め、同条第3項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者等又は」に改める。

附則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第4条の4の2を削る。

附則第4条の5第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第4条の6第1項第3号中「身体障がい者」を「身体障がいがあり、歩行が困難な者で市長が別に定めるもの（以下この条において「身体障がい者」という。）」に改める。

附則第4条の9第3項を削る。

附則第5条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第5条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第5条の3中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第5条の4第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第10項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第5条の5第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第20条中「。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第76条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の岡崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第35条の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第38条の2、第39条、第39条の2及び第39条の6の改正規定並びに附則第4条の5第4項及び附則第5条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第5条の2第3項に係る部分に限る。）及び第5項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第26条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第26条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき岡崎市市税条例第26条の2第1項に規定する給与（以下「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条の中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合にお

ける当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第76条第1号エ及び附則第5条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例第83条第1項の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 令和5年度分の軽自動車税の種別割について新条例第83条の規定によって減免を受けようとする場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の岡崎市市税条例附則第4条の4の2及び第4条の9第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第4条の5第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 新条例附則第5条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る等の必要があるによる。

岡崎市長の期末手当の特例に関する条例の制定について

岡崎市長の期末手当の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市長の期末手当の特例に関する条例

令和5年6月に支給する市長の期末手当の額は、岡崎市長等の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第13号）第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額に100分の50を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市長が使用していた建築物に係る市長自身の不適切な認識及び対応について、当事者として市長の期末手当の一部を減額する必要があるによる。

岡崎市スポーツ施設条例の一部改正について

岡崎市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

岡崎市スポーツ施設条例（平成30年岡崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表岡崎市常磐南運動広場の項を削る。

第8条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第10条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

別表第1岡崎市常磐南運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎市常磐南運動広場の土地の借地期間の満了に伴い、当該運動広場を廃止する必要があるによる。

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例（平成6年岡崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

岡崎東部広域 観光交流拠点 地区整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西三河都市計画岡崎東部広域観光交流拠点地区計画において地区整備計画が定められた区域
----------------------------------	--

別表第2に次のように加える。

岡 崎 東 部 広 域 観 光 交 流 拠 点	全区域	建築しては ならない建 築物	<ol style="list-style-type: none"> 1 畜舎 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業の用に供するものその他これに類するもの
		建築物の 敷地面積	5,000平方メートル

点 地 区 整 備 計 画 区 域	の最低限度	
	建築物の高さの最高限度	18メートル

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、地区整備計画を定めた区域内の建築物の建築に関する制限事項を定める必要があるによる。

岡崎市火災予防条例の一部改正について

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例

岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号及び第35条の4第2項第2号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この項において同じ。）により構成されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第13条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第13条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改

め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第26条第3項中「別表第2に定める」を「国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合する」に改め、同条第4項第2号中「標識の設置」の次に「(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)」を加え、同条第5項中「別表第2に定める」を「国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合する」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第26条第3項から第5項まで及び別表第2の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の岡崎市火災予防条例(以下「改正後の条例」という。)第13条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第26条第4項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工

事がされている改正後の条例第26条第2項又は第4項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第3項又は第5項の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の充電対象を拡大するとともに、全出力の上限を撤廃し、火災予防上必要な措置の見直しを行う必要があるによる。

令和5年度岡崎市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度岡崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ677,557千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,790,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	21,047,391	△113,582	20,933,809
	2 国庫補助金	3,893,139	△113,582	3,779,557
17	県支出金	11,589,374	198,925	11,788,299
	2 県補助金	4,809,124	198,925	5,008,049
19	寄附金	332,905	1,530	334,435
	1 寄附金	332,905	1,530	334,435
21	繰越金	1	580,684	580,685
	1 繰越金	1	580,684	580,685
23	市債	3,467,000	10,000	3,477,000
	1 市債	3,467,000	10,000	3,477,000
	歳入合計	136,112,897	677,557	136,790,454

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	10,509,698	88,019	10,597,717
	1 総務管理費	6,827,343	85,651	6,912,994
	2 総務諸費	1,780,152	724	1,780,876
	7 監査委員費	87,513	1,644	89,157
3	民生費	55,137,620	178,270	55,315,890
	1 社会福祉費	14,268,696	5,286	14,273,982
	2 老人福祉費	11,814,351	161,604	11,975,955
	3 児童福祉費	24,598,740	2,514	24,601,254
	4 生活保護費	4,455,830	8,866	4,464,696
4	衛生費	20,139,771	76,231	20,216,002
	1 保健衛生費	10,454,511	530	10,455,041
	3 環境費	1,103,392	901	1,104,293
	4 清掃費	4,990,847	74,800	5,065,647
6	農林業費	1,863,133	19,691	1,882,824
	1 農業費	807,749	19,691	827,440
7	商工費	3,993,221	171,984	4,165,205
	1 商工費	3,993,221	171,984	4,165,205
8	土木費	18,257,924	44,125	18,302,049
	5 都市計画費	6,898,248	43,426	6,941,674
	6 公園緑地費	2,160,016	699	2,160,715
9	消防費	4,372,331	12,000	4,384,331
	1 消防費	4,372,331	12,000	4,384,331
10	教育費	13,833,124	87,237	13,920,361
	1 教育総務費	2,538,529	1,485	2,540,014

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 学校教育費	4,564,590	85,288	4,649,878
	5 社会教育費	2,422,787	464	2,423,251
	歳出合計	136,112,897	677,557	136,790,454

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	3 環境費	再生可能エネルギー 設備設置補助事業	千 136,341
		エネルギー マネジメントシステム 構築事業補助事業	20,000

追加

事 項	期 間	限 度 額
(仮) 岡崎市西部学校給食センター整備及び維持管理に要する経費	令和6年度から令和21年度まで	千円 5,469千円に、金利変動、物価変動、制度の変更等に伴う増減額を加算又は減算した額
池田遺跡の発掘調査に要する経費	令和6年度	23,100

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正	前
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業費	千円 228,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
計	3,467,000			

補	正		後
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 238,000	変更なし	変更なし	変更なし
3,477,000			

令和5年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入	
第1款 資本的収入	4,686,162千円	0千円	4,686,162千円
第2項 負担金	156,918千円	27,000千円	183,918千円
第3項 補助金	1,151,500千円	△27,000千円	1,124,500千円

令和5年6月2日提出

岡崎市長 中根康浩

